



令和5年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール JA共済連岐阜運営委員会会長賞
大垣市立北中学校1年(受賞当時)伊藤 ほの香さんの作品

年末の 交通安全県民運動

実施期間

令和6年12月11日(水)～12月20日(金)

運動重点

- 夕暮れ時以降の交通事故防止
- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL: 058-272-8205

推進項目1 運転者に対する安全運転の周知

日没30分前の早めのライト点灯と、ハイビームを適切に使用しましょう。
ハイビームは「走行用前照灯」、ロービームは「すれ違い用前照灯」です。

推進項目2 歩行者・自転車利用者の交通事故防止

歩行者や自転車利用者は、目立つ色の服や反射材を身に付け、
自分の姿を見えやすくして、夜間の交通事故防止に努めましょう。



推進項目3 街頭活動の強化

街頭での安全指導や広報啓発活動を推進し、夕暮れ時以降の交通事故防止を図りましょう。
こどもの登下校の時間帯に合わせ、日常生活の中でこどもたちを見守りましょう。

地域ぐるみの見守り活動 ～「ながら見守り」～

外に出て
花の水やりを
する



家の前で
掃除をする



犬の
散歩をする



時間と場所を工夫して、日常生活の中で登下校中のこどもたちを見守りましょう

推進項目1 横断歩道における歩行者最優先の徹底

歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、
直前で停止できる速度で進行する義務があります。

推進項目2 こどもの交通ルール遵守の徹底

安全な道路の進行方向や横断方法など、交通ルールを遵守することや、道路での危険予測力を高めて交通事故に遭わないようにしましょう。

推進項目3 高齢者に対する交通安全教育の推進

加齢に伴う身体機能の変化を知り、車や自転車などを運転する時や歩行する時には、道路上で安全な行動が実践できるようにしましょう。

こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

推進項目1 飲酒運転を許さない環境づくり

家庭・地域・職場などが一体となり、
「飲酒運転をしない・させない・許さない」環境をつくりましょう。
家庭では二日酔い、職場では飲酒後帰宅手段、飲酒先ではハンドルキーパーを確認しましょう。

推進項目2 妨害運転等の根絶に向けた啓発の推進

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転をしましょう。
被害防止のためドライブレコーダを搭載し、
あおり運転を受けた場合は、安全な場所で110番通報をしましょう。

**推進項目1 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保**

全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務とされています。自転車を運転する時は、ヘルメットを着用しましょう。また、定期的な点検整備を行うとともに、被害者救済のため自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。

推進項目2 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルールの周知

自転車は、原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、
「自転車安全利用五則」に従って交通ルールを守って運転しましょう。
運転中の携帯電話使用等・酒気帯び運転等は、新しく罰則が整備されました。

※自転車の新たな交通ルール

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定に基づき、令和6年11月1日より運転中の携帯電話使用等・酒気帯び運転及び補助に新しく罰則が整備されました。

**推進項目3 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と
交通ルール遵守の徹底**

法律で定める基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車になりません。
交通事故の場合の被害を軽減するため、運転するときはヘルメットを着用しましょう。

「早めのライト点灯」と「ハイビームの適切な使用」**ライト点灯時間の目安**

12月/午後4時

1月/午後4時30分

ライトはハイビーム
「走行用前照灯」が
基本です！

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
車道を通行する場合は、左側によって通行しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。
道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

⑤ ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せる時には、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



自転車
安全利用啓発動画



交通遺児激励金への御寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意の御寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、
県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、御寄附をくださる方は、
岐阜県環境生活部県民生活課 (TEL.058-272-8205) までご連絡ください。

御寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(株)YuYu/Dream Power 実行委員会/脇若 保雄/(特非)ぎふ長良川走ろう会/
中濃消防組合交通安全青年部会/(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/岐阜県民共済生活協同組合/
(一社)全国霊柩自動車協会/(一社)岐阜県自動車整備振興会/レジスタントカスタムショー/
(一社)岐阜県自動車会議所/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/田中 英次/その他1人、1団体
(令和5年度中：順不同、敬称略)